橋下大阪府政と日の丸・君が代問

護士の三つ巴とされている。 主が支援する倉田薫前池田市長、共産党推薦の梅田章二弁 阪府知事選は、松井一郎・大阪維新の会幹事長、自民・ 選挙は、共産党推薦の渡司考一元大阪市議が立候補を取り まった段階で、選挙の結果はわかってはいない。大阪市長 松邦夫市長の事実上の一騎打ちとなっている。 げたため、知事を辞任した橋下徹・大阪維新の会代表と 時点では、両選挙の主な候補者が出揃って、選挙戦が始 一一月二七 大阪市長 (選)の投票が行 大阪にお 行われる。この小論を書いていてはダブル選挙(大阪片) また、 民 大 い事

議会に向けた状況もはっきりしているだろう。選挙の結果 頃には、選挙の帰趨も明らかになっていて、一二月大阪府 な影響を与えることは間違いない。本誌が発行されている いる る「教育基本条例」「職員基本条例」案の行方に決定的このダブル選挙の結果が、現在は継続審議の形になって かんにかかわらず、 教職員全員への「君が代」起立・斉唱の職務命令 二〇一二年春の卒・入学式をめぐる

ある。

る橋下流教育改革の狙いとそれがもたらすものを整理して 強制されてきたのか、「教育基本条例」案に端的に示され 小論では、橋下府政のもとで「日の丸・君が代」がをめぐって、新たな局面を迎えることは間違いない 11 かこの

「日の丸・君が代」強制条例の内容と狙い

強制条例が可決・成立した。公明・自民・民主・共産は反六月三日、大阪府議会本会議において、「日の丸・君が代」 委員会でのわずか一日の審議を経て、 対したが、単独で過半数を握る大阪維新の会は、 強引に採決したので 教育常任

斉唱時の起立・斉唱を義務付けることの二つである。 および大阪府内の公立学校教職員に学校行事での「君が代」 の施設に「日の丸」を常時(執務時間中に)掲揚すること、 この条例には次の二点が含まれている。 つまり、

条例そのものは、 大阪維新の会による議員提案の形を

とって 朝だったと報道されたことがそれを物語っている。 に条例案の内容が示されたのは、議長に提出された当日の の事実である。提案主体であるはずの維新 橋下前知事の意向によるものであることは の会の議員

案すると橋下前知事が公言していた「君が代」不起立教員 言われている。 ないと報じられたことに、橋下前知事が激怒したからだとで、府立学校二六校で不起立教員がいたのに処分されてい る不起立教員にターゲットを絞ったものであることがわかること」とされていて、明らかに「君が代」斉唱時におけ 校及び府内の市町村立学校における含む規律の厳格化を図 愛する意識の高揚に資するとともに、他国を尊重し、 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を たものであった。 社会の平 この条例の目的は「府民、とりわけ次代を担う子どもが この条例制定の直接の契機は、五月七日付の新聞紙上 処分ルール化(不起立三回で免職!)とセットになっ 和と発展に寄与する態度を養うこと並びに府立学 したがって、この条例案は九月府議会に提 国際

大阪府・大阪市・堺市・各市町村という重層的な地方自治 をしかけることを前提にして、「大阪都」構想の立場から、この段階での橋下前知事の狙いは、第一に、ダブル選挙 あり方を批判していこうとすることにある。五月一八日 記者会見では、 「(教育行政に対する) 問題提起のネタを

> とする橋下前知事のネタにされたのである。 つねに敵を想定することでポピュリズム政治を遂行 探していた」と述べたことからも、「君が代」不起立問題は しよう

教員を辞めてもらいます」という彼の言葉はその端的な表 大阪都構想を推進しようとするときに、「お上」(橋下、 現である。 こうとすることにあった。 いしはその後継者)に異議申し立てする職員を根絶してお 第二には、大阪府と大阪市の双方を維新の会で押さえて 「組織のルールに従えないなら

と国家への服従意識を植え付けていこうとすることにあっ子どもたちに「君が代」斉唱を強制し、日本への帰属意識 **- どもたちに「君が代」斉唱を強制し、日本への帰属意識そしてもちろん第三に、「お上」に従順な教職員のもとで**

橋下前知事の発想法 「不起立は大阪府民へ の挑戦」とする

することは、 常識を教える場が教育現場。自分の思想で社会常識に違反 うというのは、社会儀礼であり、 の問題であると主張した。つまり、「君が代を起立 への挑戦」であり、「社会常識」「ルール」を守るかどうか意」を反映しているのだとして、「不起立」は「大阪府民橋下前知事は、この条例制定が「民主主義」であり、「民 教育現場だからこそ許されない」「論理的な 組織のルールです。 して歌 社会

部や維新の会幹部にあてた橋下前知事のメールから引用)。 さことです。教育の中身の問題ではないので、教育の中身の問題ではないので、教育の中身の問題ではないので、教育の中間題ではないので、教育の中間題ではないので、教育の中間題ではないので、教育の中間題ではないので、教育の中間のはないので、教育の中間のはないので、教育の中間のはないので、教育の中間のはないので、教育の中間のはないので、教育の中はないのではない。

「日の丸・君が代」強制条例制定に至る経過

わけだが、その話の前に、橋下府政のもとで「日の丸・君こうして、八月には「教育基本条例」案が浮上してくる

で斉唱するよう求めたのである。

「国歌斉唱時は(歌声が小さかったの一端が見てとれる。彼は、知事の次のような発言の中にその一端が見てとれる。彼は、知事の次のような発言の中にその一端が見てとれる。彼は、知事の次のような発言の中にその一端が見てとれる。彼は、知事の次のような発言の中にその一端が見てとれる。彼は、知事の次のような意見はあるが、それは大人になって議論い」「いろいろな意見はあるが、それは大人になって議論が代」強制がどのように強められてきたのかを見ておこう。

大阪府施設への「日の丸」常時掲揚については、大阪府施設への「日の丸」常時掲揚したいのならば、条例化してほしい」と言い続けて上の立て条例を提案する動きがあった。最終的には拘束二○○九年の九月府議会において、自民党議員の一部が中二○○九年の九月府議会において、自民党議員の一部が中二○○九年の九月府議会において、自民党議員の一部が中二○○九年の九月府議会においては、大阪府施設への「日の丸」常時掲揚については、

その一方で、教職員への「君が代」不起立処分が拡大さ

意処分が出された。

応知分が出された。

「本で・入学式では、府立学校三校であわせて四二名に厳重注を、入学式では、府立学校三校であわせて四二名に厳重注をので、入学式では、府立学校三校であわせて四二名に厳重注を、入学式では、府立学校三校であわせて四二名に厳重注を、入学式では、府立学校三校であわせて四二名に厳重注を、入学式では、府立学校三校であわせて四二名に厳重注を、入学式では、府立学校三校であわせて四二名に厳重注を、入学式では、府立学校三校であわせて四二名に厳重注を、入学式では、府立学校三校であわせて四二名に厳重注を、入学式では、府立学校三校であわせて四二名に厳重注を、入学式では、府立学校三校であわせて四二名に厳重注を、入学式では、府立学校三校であわせて四二名に厳重注を、入学式では、府立学校三校であわせて四二名に厳重注を、入学式では、府立学校三校であわせて四二名に厳重注を、入学式では、府立学校三校であわせて四二名に厳重注を、入学式では、府立学校三校であわせて四二名に厳重注を、入学式では、方は、日本の大学では、日本の大学であり、日本の大学では、日本の大学では、日本の大学であり、日本の大学では、日本の大学が出された。日本の大学では、日本の大学のは、日本の大学のは、日本の大学のは、日本の大学のは、日本の大学のは、日本の大学のは、日本の大学のは、日本の大学のは、日本の大学のは、日本の大学のは、日本の本の大学のは、日本の本の大学のは、日本の大学のは、日本の大学の本の大学のは、日本の大学のは、日本の大学のは、日本の大学のは、日本の大学のは、日本の大学のは、日本の本の大学のは、日本の大学のは、日本の本の大学のは、日本の本学のは、日本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本

報道のとおりであった。 はじめての戒告処分が四名に出された。 今年に入っても、別の府立高校で、二名が入学式での「起 た。今年に入っても、別の府立高校で、二名が入学式での「起 とを理由に、大阪でははじめての戒告処分が四名に出され たっ今年に入っても、別の府立高校で、二名が入学式での「起 とを理由に、大阪でははじめての戒告処分が四名に出され たっ今年に入っても、別の府立高校で、二名が入学式での「起 とを理由に、大阪でははじめての戒告処分が四名に出され を選のとおりであったと報告

大阪市教委子どもたちに「大きな声で斉唱」させようとする

橋下前知事と市長選で対決している平松大阪市長だが、橋下前知事と市長選で対決している平松大阪市長だが、その平松市政においても、大阪市教委は「日の丸・君が代」強制を躊躇なく進めてきた。大阪市立の学校では、すでにるし、「日の丸・君が代」強制の重点は「子どもたちにどのように大きな声で歌わせるか」に置かれてきた。そのために、教職員の不起立対策よりも、「君が代」斉唱時のピアノ伴奏(あるいは吹奏楽伴奏)を実施させることに躍起となってきた。ピアノ伴奏未実施の学校には市教委から校となってきた。ピアノ伴奏未実施の学校には市教委から校となってきた。ピアノ伴奏未実施の学校には市教委から校となってきた。ピアノ伴奏未実施の学校には市教委から校となってきた。ピアノ伴奏未実施の学校には市教委から校となってきた。ピアノ伴奏未実施の学校には市教委から校となってきた。ピアノ伴奏未実施の小学校は、今年の卒業式では二二校にまで激減させられたのである。

橋下流「教育改革」の現状と「教育基本条例」案

重点配分する一方、教員の賃金引き下げ、府立学校への学立高校一〇校への文理科設置」などエリート教育に予算をの重点の一つにしていた。しかし、実際の教育政策は「府橋下前知事は、「子どもの笑顔」があふれる大阪を公約

6

事業化に踏み切れないためである。
助対象外になっているため、財政事情の厳しい市町村ではお食完全実施」や「校庭の芝生化」などは一向に進んでい給食完全実施」や「校庭の芝生化」などは一向に進んでいるの一方で、橋下前知事が鳴り物入りで掲げた「中学校

ると判断したのであろう。

ると判断したのであろう。

をして、「教育基本条例」案が突如として、「日の丸・君が代」強制条例に続いて、八月になって浮上してきた。橋が代」強制条例に続いて、八月になって浮上してきた。橋が代」強制条例に続いて、八月になって浮上してきた。橋が代」強制条例に続いて、八月になって浮上して、「日の丸・君

議決を経て、などとされているが、維新の会が絶対多数を員会への是正要請」をおこなう権限を知事に与え(議会の改変し、知事の意向と政策によって教育行政を動かしていこの条例案では、現行の教育委員会システムを根本から

という橋下が公言してきた内容そのものである。と規定している。まさに、「君が代」不起立三回で即免職務命令に三回従わない場合にはただちに分限免職とする経営指針にも服さなければならない」とした上で、同一の育委員会の決定、校長の職務命令に従うとともに、校長の育委員会の決定、校長の職務命令に従うとともに、校長の育委員会の決定、校長の職務命令に従うとともに、校長の育委員会の決定、校長の職務のである)、教育に対す占めている現状ではほとんど無意味である)、教育に対す

くる会」系の歴史教科書採択の道を開いている。 知事の教育目標に沿って、校長が決めることになり、「つ 即立てを許さない管理体制を目指している。教科書も 員に対する処分規定が非常に細かく述べられ、一切の異議 働かされる存在に変えようとしている。条例案には、教職 働いされる存在に変えようとしている。条例案には、教職 の達成のために馬車馬のように ならに、校長をすべて任期制として、知事が定めた府立

ある。

「規範意識を重んじる」「義務を重んじる」「互いに競い合い自己の判断と責任で道を切り開く」「愛国心及び郷土る「規範意識を重んじる」「義務を重んじる」「互いに競いる」がある。

働く教職員を分限免職できる規定まで作っている。まさに、た、公立学校を民営化(学校法人化)する際には、そこでえなどによる整理解雇(分限免職)を明文化している。まさらに大阪都=関西州実現を見越して、自治体の組織替

ある。 国鉄からJRへと民営化された際の大量解雇と同じ論理で

「教育基本条例」案と「日の丸・君が代」強制

大阪府教委の五人の教育委員は、一〇月二五日、連名大阪府教委の五人の教育委員は、一〇月二五日、連名大阪府教委の五人の教育委員は、一〇月二五日、連名大阪府教委の五人の教育委員は、一〇月二五日、連名大阪府教委の五人の教育委員は、一〇月二五日、連名大阪府教委の五人の教育委員は、一〇月二五日、連名大阪府教委の五人の教育委員は、一〇月二五日、連名大阪府教委の五人の教育委員は、一〇月二五日、連名大阪府教委の五人の教育委員は、一〇月二五日、連名大阪府教委の五人の教育委員は、一〇月二五日、連名大阪府教委の五人の教育委員は、一〇月二五日、連名大阪府教委の五人の教育委員は、一〇月二五日、連名大阪府教会の五人の教育委員は、一〇月二五日、連名大阪府教育基本条例」案の先取りと記述は、一〇月二五日、連名大阪府教会の五人の教育委員は、一〇月二五日、連名大阪府教育基本条例」案の先取りと

能性を探っていく必要が生まれてくる。 防訴訟的な裁判闘争をはじめとして、新たな抵抗闘争の可の丸・君が代」強制は新たな段階を迎えることになる。予のない「三回不起立で免職処分」が現実のものとなり、「日の立・君が代」強制は新たな段階を迎えることになる。予のない「三回不起立で免職処分」が現実のものとなり、「日の大・成立させようとするで一気に「教育基本条例」案を可決・成立させようとする。

一方、その逆の事態になったときには、たしかに橋下政治(ハシズム)がもたらしたファシズムの芽は、とりあえ治(ハシズム)がもたらしたファシズムの芽は、とりあえった。ことは避けられず、ほぼ東京と同様の状況となって

私たち「日の丸・君が代」強制反対ホットライン大阪は、「教育基本条例」案反対、「日の丸・君が代」強制条例は、「教育基本条例」案反対、「日の丸・君が代」強制条例は、「教育基本条例」案反対、「日の丸・君が代」強制条例がを全国の仲間とともにたたかいを担ってきた。ダブル選挙の結果がどちらの状況になった場合でも、あくまで「日挙のれ・君が代」を子どもたちや保護者、教職員に強制させの丸・君が代」を子どもたちや保護者、教職員に強制させるい、強制による人権侵害を許さないとりくみを続けていく決意である。

[110] 一年一一月一三日記]

ホットライン大阪事務局員)(てらもと つとむ/「日の丸・君が代」強制反対